

令和7年度「宮崎ひなた暮らし移住相談会」開催業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度「宮崎ひなた暮らし移住相談会」開催業務

2 事業概要

県外在住者で宮崎県への移住を検討されている方々を対象に、宮崎の生活環境や市町村等の受入環境、さらには仕事や住まいなど個別の相談に対応する移住相談会等を開催し、本県への移住定住の促進を図ることを目的とする。

3 事業の実施体制等

(1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を必ず配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

4 委託業務内容

(1) 移住相談会の実施及び会場の確保

移住相談会は東京都で2回、大阪府で1回の計3回開催する。

開催地	日程	会場
東京都 【東京会場①】	令和7年10月5日（日）	東京交通会館12階 カトレアサロンA （東京都千代田区有楽町2丁目 10-1 12F）
大阪府 【大阪会場】	令和7年12月頃	（提案）
東京都 【東京会場②】	令和8年1月18日（日）、 11日（日）、12日（月）の いずれか	移住・交流情報ガーデン （東京都中央区京橋1丁目1-6 越前 屋ビル 1F）

ア 東京会場①は、既に県で手配しており、開催日程及び会場の変更はしない。

イ 大阪会場は、多くの参加が見込める会場を提案すること。

ウ 東京会場②は、県において上記日程で調整中であり、会場の変更はしない。

(2) 開催会場の利用調整

各会場との事前調整、会場使用料及び設備使用料の支払いを含めた利用調整を行うこと。会場使用料、設備使用料は委託料に含まれる。

ただし、東京会場②における会場使用料、設備使用料は無料。

(3) 移住相談会の運営

移住相談会は、以下の要領により運営すること。

ア 来場者数の目安

- ・ 東京会場① 150名
- ・ 大阪会場 100名
- ・ 東京会場② 50名

イ 開催時間

開催時間は5時間程度（例：11時開始、16時終了）とし、開催場所や開催方法に適した時間帯とする。

ウ 移住相談窓口等の設置

東京会場①及び大阪会場については、表1の各スペースを設置し、東京会場②については、表2の各スペースを設置すること。

また、移住相談会来場者にとって視覚的に分かりやすく、各ブースを回りやすいような会場レイアウトとなるよう装飾、企画等を工夫すること。

表1 東京会場①及び大阪会場

用途	詳細
市町村等の相談窓口ブース	参加団体に応じた数（最大37ブース）
移住相談フリースペース （参加団体が共有できる相談スペース）	各1か所以上
受付票記入スペース	
キッズスペース	
パンフレット等設置スペース	
アンケート記入スペース	

表2 東京会場②

用途	詳細
市町村等の相談窓口ブース	参加団体に応じた数（13ブース程度）
受付票及びアンケート記入スペース	各1か所以上
パンフレット等設置スペース	

エ イベントの実施

東京会場①及び大阪会場においては、移住相談窓口の設置以外に、大学講師や先輩移住者等によるワークショップやセミナー等を開催し、本県への移住を効果的にPRできるプログラムを企画すること。

東京会場②においては、実施規模や参加者数を勘案した上で企画することも可とする。

オ その他

中山間地域の小規模町村窓口にも相談者が集まるような仕組みについて提案し、移住相談会を実施すること。

(4) 広報・参加者募集業務

本相談会の周知を図るためのチラシやポスター等を作成するとともに、専用の特設サイトを開設し、決定した日程や開催方法等についての広報及び参加者の募集を行うこと。

広報にあたっては、集客により効果的な手法を検討することとし、最低でも2か月の募集期間を確保すること。

(5) 開催準備業務

参加希望者からの事前問い合わせ（開催日時、開催方法等）について電話、電子メール等にて対応する。

(6) 開催対応業務

開催当日もスムーズに運営できるよう、問い合わせ等に随時対応すること。

(7) アンケートの実施

移住相談会開催中に参加者に対しアンケートを実施し、移住相談会終了後にとりまとめること。

(8) 事業完了報告書の作成

事業終了後、実施結果及びアンケート結果等を報告書として提出すること。

5 その他留意事項

(1) 成果品の引き渡し後1年の間に、成果品に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。

(2) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。

(3) 本委託業務に係る書類・領収書等は、契約終了後5年間保存すること。

(4) 本委託業務において知り得た個人情報の取扱については厳守すること。

(5) 本委託業務の受託者は、業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。

(6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。